

第百五十五回国会

参議院法務委員会會議録第七号

平成十四年十一月十九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月十五日

辞任

愛知 治郎君
川橋 幸子君

補欠選任

柏村 武昭君
角田 義一君

十一月十八日

辞任

鈴木 寛君

補欠選任

江本 孟紀君

十一月十九日

辞任

青木 幹雄君

補欠選任

松山 政司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

魚住裕一郎君

委員

市川 一朗君
服部三男雄君
千葉 景子君
荒木 清寛君
井上 哲士君
岩井 國臣君
柏村 武昭君
佐々木知子君
陣内 孝雄君
中川 義雄君
野間 昶君
松山 政司君
江田 五月君
江本 孟紀君
角田 義一君
浜四津敏子君

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局人事局長

最高裁判所事務

総局刑事局長

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

司法制度改革推

進本部事務局長

警察庁刑事局長

総務省人事・恩

給局長

法務大臣官房長

法務大臣官房司

法務省矯正局長

法務省矯正局長

法務省人権擁護

局長

法務省入国管理

局長

平野 貞夫君
福島 瑞穂君

森山 眞弓君

増田 敏男君

中野 清君

中山 隆夫君

山崎 敏充君

大野市太郎君

加藤 一字君

山崎 潮君

栗本 英雄君

久山 慎一君

大林 宏君

寺田 逸郎君

樋渡 利秋君

中井 憲治君

吉戒 修一君

増田 暢也君

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(魚住裕一郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、川橋幸子君及び愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君及び柏村武昭君が選任されました。

また、昨日、鈴木寛君が委員を辞任され、その補欠として江本孟紀君が選任されました。

○委員長(魚住裕一郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、警察庁刑事局長栗本英雄君、総務省人事・恩給局長久山慎一君、法務大臣官房長寺田逸郎君、法務大臣官房司樋渡利秋君、法務省矯正局長中井憲治君、法務省人権擁護局長吉戒修一君及び法務省入国管理局長増田暢也君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、これは裁判官の報酬を減額するものであると、これは間違いないです。大臣、いかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおりでございます。

○江田五月君 法律の中には減額という言葉はないけれども、別表が変わって金額が下がるわけですから、これはもう減額。これは言葉の定義です。

それからもう一つ、憲法に最高裁の裁判官と下級裁判所の裁判官に分けてですが、条文があつ

る法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江田五月君 おはようございます。

裁判官の報酬それから檢察官の俸給を決めた法律のそれぞれの改正案について質疑をいたします。

給与全般について、あるいは今の経済状況の下での給与の在り方、官民の給与の水準の問題、その是正の方法、公務員の給与の制度などなど、いろんな問題点がござりますが、それらは一切、今日は、一般職の公務員の給与あるいは特別職の給与の法案の審議が既にもう終わっておりますので、そちらに譲ることにいたします。ここでは専ら裁判官と檢察官、とりわけ檢察官の方は裁判官の給与とリンクをさせておりますが、檢察官の給与について憲法上の規定が別にあるわけじゃないので、裁判官の給与については憲法上の規定があるので、その関係のことを聞いてまいりたいと思います。

確認しておきたいんですが、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、これは裁判官の報酬を減額するものであると、これは間違いないです。大臣、いかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおりでございます。

○江田五月君 法律の中には減額という言葉はないけれども、別表が変わって金額が下がるわけですから、これはもう減額。これは言葉の定義です。

それからもう一つ、憲法に最高裁の裁判官と下級裁判所の裁判官に分けてですが、条文があつ

て、これは「減額することができない。」という規定になつていて、この憲法で言う減額ということと今回の法律で言う減額、法律では言っていないんですが、法律が實際行つた減額、これは同じことであると、これも間違いないと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 憲法の解釈ということでは法務省がするという立場ではないのでございませうけれども、結果として報酬が減額ということが現実であるというのはそういうことでございませう。

○江田五月君 減額という日本語は、これはもう日本語でございまして、余り法律家がそこであつたことだと、こゝで言う減額はどうかでございまして、いかゆる最近の言い方で言うところであつたらうかというのをいろいろ言うのは何かやっぱりおかしいので、この憲法で書いてある減額という日本語が意味するところのものの中に今回の裁判官の報酬が現実減ることになることは入つておると、これは間違いないんじゃないかと思ひますけれども、いかがですか。引つ掛けて質問しているのではないので。

○国務大臣(森山眞弓君) 減額という日本語の意味ということでお聞きになつたと思いますが、額が減ることでは同じこととございませう。

○江田五月君 そうなんですか。そこは、だから私、なぜそれをこだわるかという、別にこだわるわけじゃないんですが、今回の裁判官の報酬法の改正は憲法問題を含んでいられるんだと。そのことは、いや、憲法問題なんて関係ないんですという意識ではやっぱりまずいということで、憲法に書いてある「減額することができない。」と、あるいはそれを受けて裁判官報酬法でか、減額されることはないというふうな規定がある。それがあつたから減額するのであつて、それは憲法上許されるのか許されないのか、そういう議論はやっぱり議論としてあつて、そこは正面から議論をしなきゃいけないという趣旨で言っているん

ですが、その気持ちは、私の気持ちはお分かりでしようね。

○国務大臣(森山眞弓君) よく分かります。

○江田五月君 分かつていただいてありがとうございます。

もちろん、政府としてこういう法案を出しになつたわけですから、これはこの法案、改正案が憲法に違反するものではないという判断で出しているんだと思いますが、しかし明文からいふとこれは憲法に抵触するやっぱり読まないというわけにはいかないもので、そうすると、言葉の上ではそうだけれども、あれやこれやいろんな事情があつて、いやいや、こういうことだから今回の憲法違反という評価にならないんだと。評価の問題としていろんなことがあるんだらうと思ひますが、どういふ事情で憲法違反にならないといふふうに政府の方はおまとめになつておられるのか、法務大臣、お答えください。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほども申し上げましたように、法務省は憲法の解釈をする権限があるわけではございませんが、法務省なりの考え方を申し上げますと、この憲法で言つております規定は、裁判官の職権行使の独立性ということが大変重要に考えまして、その独立性を侵さないようにと。つまり、経済的な側面から担保するというために相当額の報酬を保障することによつて裁判官が安心して職務に専念することができるようになることと、裁判官の報酬の減額については個々の裁判官又は司法全体に何らかの圧力を掛ける意図でされるおそれがないとは言えませんが、このようなおそれのある報酬の減額を禁止した趣旨であるといふふうに解しております。

今回の裁判官の報酬の引下げは、民間企業の給与水準の低下の状況等に関する客観的な調査結果に基づきまして、人事院勧告を受けて行われる国家公務員全体の給与引下げに伴ひまして、法律によつて一律に全裁判官の報酬についてこれと同程度の引下げを行うという趣旨でございまして、裁判官の職権行使の独立性とか三権の均衡を害して

司法府の活動に影響を及ぼすというような意図もなく、またそのような現実もないといふふうに思ひます。

したがいまして、今回の措置は、憲法第七十九条第六項及び八十条第二項の減額禁止規定の趣旨に反するものではなく、裁判官の報酬のこのたびの減額は憲法の禁止する報酬の減額には該当しないといふふうに解釈したものでございませう。

○江田五月君 この憲法の「減額することができない。」と書いてある意味あるいはその目的、これは減額をすることによつて個々の裁判官の職権、独立した職権の行使に影響を与えたり、あるいは裁判官全体へ圧力を掛けたりということがないようにと、それはそうだと思うんですね。

しかし、そのことはこういう規定を作るに至つた動機といひますか事情であつて、でき上がった規定自体は個々の裁判官への干渉してはならないこと、あるいは裁判官全体への圧力を掛けてはならないことを経済的に担保するためになどということとはどこにも書いていないんで、それらは全部言わばこういう規定ができてくる動機であつて、そして書いてあるのは単に「減額することができない。」という文言しか書いていないわけですから、動機はどうであれ、減額できないと書いてあるんだから、減額したらそれは憲法に違反するんじゃないかと。減額できないと書いてあるのに減額するんですから、単純に考えればこれは憲法違反だ。いやいや、そこは複雑に考えなきゃいけないんだと。どうして複雑に考えなきゃいけないんですかね。

○国務大臣(森山眞弓君) 憲法の違反になるのではないかと疑問がもちろございまして、その点については法務省も特別の発言をしたわけではございませうが、最高裁におきましてそのようなことが違反にならないかどうかということとを真剣に御検討いただきまして、このような事情の場合にはよろしいのではないかと、違反ではないのではないかとといふふうな結論を出していただきましたので、それを受けてこのような法案の提案という

ことになつたわけでございます。

○江田五月君 最高裁においてそういう結論を出したと、最高裁というのはこのことを言うんですか。つまり、最高裁というのは二つありまして、一つは裁判官会議、これは司法行政を行う機関、もう一つは小法廷が三つある、そして大法廷があるという裁判を行う機関、どちらですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 裁判官会議で協議をされて、そして結論を出されたという聞いております。

○江田五月君 裁判官会議というのは憲法判断をする場所ですかね。

○国務大臣(森山眞弓君) 直接は裁判をするわけではないと思ひますが、諸般の事情を考慮されて裁判官の報酬を含む裁判、司法行政全体について考えられるお立場から結論を出されたと思ひます。

○江田五月君 憲法は、八十一条、最高裁判所は一切の法律などが憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所であるという規定がある。こゝで言う最高裁判所というのは最高裁判所の裁判官会議ではないかと思ひます。これはそうではなくて、やはり事件として上がつてくる最高裁に係属した事件を処理する小法廷であり大法廷であるんで、したがつて八十一条の規定に基づいて最高裁がこういう措置を取つても憲法違反ではないという判断したから憲法違反ではないということと言えなく、そうじゃないと。それでも最高裁が文句を言わないと言つていられるんだからというのは一つの事情にはなりませうけれども、最高裁が言っているから憲法違反ではないという判断が公権的に下されておると、こういう理屈はないと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 厳密な理屈を申せば、そうなると思ひます。

○江田五月君 理屈を言っているというよりも、日本の国の制度の根幹ですから、これは小さなことを言っているんじゃないんで、その辺はやはり法務大臣、もちろん当然認識していただいていると思ひますが、仕分をきつちりしておいていただ

かなければならぬと思います。

それから、これは最高裁の裁判官会議で、これはちよつと聞きましようか、最高裁の裁判官会議はどういう議論をしてどういう結果になったかを、これを御報告ください。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) ただいまお話し点でございますが、最高裁判所の裁判官会議におきまして議論がなされております。

その会議では、憲法上、裁判官の報酬について特に保障規定が設けられております趣旨及びその重みを十分に踏まえて慎重に検討がなされまして、人事院勧告の完全実施に伴い国家公務員の給与全体を引き下げられるような場合に裁判官の報酬を同様に引き下げても司法の独立を侵すものではないということ、憲法に違反しない旨、確認されたところでございます。

○江田五月君 確認をしたと。確認をした上で何かその後、措置を取られたんじゃありませんか。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) そういう判断に立ちまして、裁判所の方から立法の立案を所管する法務省に対して今回の裁判官報酬法の改正について法案の作成を依頼することを行つたわけでございます。

○江田五月君 したがって、この立法は行政の方の発意でなされたというよりも、最高裁の裁判官会議で検討し、そして裁判官の報酬について国家公務員同様の引下げを行う旨の立法関係作業を依頼することを決めて、そして依頼をした、その依頼に基づいて立法作業が行われたと、こう理解していいんですかね。まず、最高裁の方、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) 仰せのとおりだと存じます。

○江田五月君 法務大臣はいかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおりでございます。

○江田五月君 そういう立法依頼、立法関係作業の依頼がなくて、いや、これは行政としてこの際、裁判官の報酬も下げる必要があるというの

で、先ほどおっしゃったいろんな事情が全部くりアされているからというんで、行政のイニシアチブでこの給与を下げる立法作業をするということ、これはあり得る話ですか、あり得ないですか。いかがですか、法務大臣。

○政府参考人(寺田逸郎君) あくまで一般論で申し上げるわけでございますが、ただいま最高裁からお話がございましたように、この問題は司法権に非常に密接に関連するところから、従前、最高裁の御依頼で、定員でございますとかあるいはこのような給与関係の法令につきましては事実上の依頼のようなものがあるわけでございます。しかし、理屈の上では、最高裁の方の依頼がなくても行政庁といたしまして法案の提出権があるわけでございますので、この点について法案提出がでないわけではございません。実際に、立法依頼と申しますのも、最高裁に法案の発議権が国会に対してございませんで、そういう形を取っているわけにすぎないわけでございます。

私どもとしては、したがって理屈の上では行政庁として単独で裁判所関係の法律のお手当てをするということもあろうふうには考えておりますが、ただし冒頭に申し上げましたように司法権の独立というような問題もございしますので、今後も従来の慣行というものはそれなりに尊重してまいりたいと、このように考えております。

○江田五月君 司法権の独立、三権分立、その理屈から行政権には法案を提出する権限があるからそれは提出できるんだと。しかし、一般に司法の運営をどうするかということとちよつと違つて、憲法上明文の規定で「減額することができない。」とあるわけですね。これは司法の、個々の裁判官の独立と同時に司法権自体の独立を先ほどおっしゃったように経済的側面から担保するというところで明確に書いてあるわけで、全く明確に書いてあるんですよ、「減額することができない。」それを裁判所の意向も聞かず、裁判所の依頼もなく、いや、それは行政の方は法案提出権はあるんですからといって理屈の上からはできますという

のは、ほかのことはさておいて、裁判官の給与の減額というのは、私は行政のイニシアチブでやるというのは憲法上も大変な疑義を生ずるんじゃないかと思いますが、これはもちろん憲法解釈を今、法務大臣にお願いをするという趣旨じゃなく、憲法全体についてある種の感覚をお伺いしたいと思いますが、法務大臣、そんな感じしませんか。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほど部長が御説明申し上げましたように、このたびは、最高裁の方からの御依頼を受けまして提案をさせていただいたわけでございます。

しかし、理屈だけ申せば、一般論として理屈だけ申せば、御依頼がなければできないというものはなくて、なくても立案をするということとはできる、提案するということはできるという余地はあるようでございますが、現実には、あくまでも最高裁の方の御意思を確認した上でやるのが普通のやり方であり、実際にそのようなことをほとんど常にやっているというふうには私は思っております。

○江田五月君 これは、やっぱりちよつとはつきりさせないで。

「減額することができない。」という明文の規定がしっかりあるのに、それでも今回は減額するという措置を取ると。後にも先にもとは分かりませんが、少なくとも、これまでは戦前一回あったというんですが、少くとも、これは憲法体系違ひますから、いうことですが、これは憲法体系違ひますから、戦後の憲法の下で本邦初の本俸の減額だということのようですけれども、初めてやったわけですね。

初めてやったときに、ちゃんと最高裁の裁判官会議での検討を踏まえて、最高裁判所からの立法関係作業の依頼があつて、そして行ったというのは、これはある種の例としてやっぱり残る、こういう例でやったと。それ以外のことでやる方法はあるかどうか分かりませんで、それはそのときにはもっと激しい憲法違反論議が起きる。今回はこういうふうによつたということが一つの例

になつてゐると。先例とはしないとかいうようなことを言うんですか、これ。

○国務大臣(森山眞弓君) そんなことを申すつもりは全くございません。

○江田五月君 したがって、今回はこういう手続を経てゐること、私どもはそのことを重く受け止めてこの法案の賛否を決めようと思つています。しっかりとそこは認識をしておいていただきたい。

次に、いろんな要件なんですが、なぜこれが憲法違反でないのか、今いろいろ言われました。いろいろ言われましたところを私なりに整理すると、一つは、給与の関係についての官民の格差があると。裁判官を含め公務員全体と民間との格差があつて、そしてそれについて客観的な調査が行われて、そして人事院というものが勧告を出して公務員の給与一般全体を下げるということになつて、そして裁判官との関係においても、裁判官も公務員ですから、その公務員全体を下げるということと歩調を合わせて下げるということにして、そして裁判官会議のたぐいまのような検討を経て、依頼もあつて、そして同じような程度で下げると。しかも、下げた残りの、残りののと言つて変ですが、裁判官の報酬は憲法で言うところの相当額を割り込むというようなことはないと。そのくらいな要件だと思ひますが。

もう一遍言いますと、給与についての格差、そしてそれについての客観的な調査、人事院の勧告で一般の公務員、一般というのは特別職も含め、一般の公務員の給与を一律に下げる、それと同程度のものを裁判官についても下げる、そしてこれは最高裁判所の検討がある、そして相当額を下らないと。相当額を下らないという方は減額とまた別の憲法の規定に違反しないということだと思ひますが、その六つぐらいの要件で憲法違反ではないという結論になつたと、そう聞いていいんですかね。

○国務大臣(森山眞弓君) そのとおりでございます。

過ぎかなという気もするんですが、本当にこれは
まじめに考えていた、きたい。

まじめに考えるといえ、これはもう一遍、法
務省にまじめに考えなきゃならぬことを言いたい
と思うんですが、名古屋の件ですね。大変なこと
だと思いますよ。

法務大臣、十一月十二日の会見で、この名古屋
の、これは一人の受刑者に対する特別公務員暴行
陵虐致傷被疑事件、これが今捜査をされているわ
けですが、法務大臣はそのことについて、こうし
たことが、同様のことがほかであったということ
は聞いていない。こういうことで、この一件だ
けの全く特殊例的な事例だというようなお答え
をされておるようですが、そういう認識なんです
か。これはもう全く特殊な事例だという認識なん
ですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 十一月十二日の記者会
見の際にお話ししたことについて御質問でござい
ますけれども、私が申しましたのは次のようなこ
とでございいます。

つまり、今回の名古屋刑務所の事件を機会に、
矯正局におきまして取り急ぎ保護房収容後の死亡
事案及び病院移送事案の全国調査を実施いたしま
した結果、平成十一年以降、死亡事案については
五件で、本年五月の名古屋刑務所の事案、捜査中
のものを除きますと特段の問題はなく、また平成
十三年以降、病院移送事案については三件で、う
ち一件を、本件逮捕事件ですが、この一件を除き
ますと特段の問題はなかった旨、報告を受けてお
りましたので、これらの報告を踏まえましてお答
えしたものでございいます。

矯正局としても、本件事案の発生後、私からの
徹底調査の指示に基づきまして、官房審議官を
キャップとする特別調査チームを編成いたしまし
て本件事案の原因等の調査を実施いたしましたこと
も、全国的にも革手錠の使用状況等を調査分析
いたしましたして、同種事案がほかにもないか等につ
きまして引き続き調査を行っていること承知してお
ります。

○江田五月君 十二日の時点でその報告が上がっ
ておる、それによると、数は一件だけではないので
ほかにもあるが、まあ特別重要なことはないの
この事件だけだということなことであったからそ
う述べたが、その後もっと詳しくきちんと調べる
ということ今調べておるといふんですね。

私は、法務大臣、申し訳ないけれども、この事
件はもっと深刻に考えなきゃならぬと。革手錠の
使用はほかにも一杯あったし、暴行後もあるし、
それからこういう傷害とか死亡とかという事案、
事件もほかにも一杯あるわけですよ。それは言
われているわけですよ。それを新聞記者に聞かれ
て、いやいや、これしか聞いていないと。矯正局
の調査の結果、同じような事件は他の矯正施設で
はなかったということかという質問に対しては、
そういうふう聞いていますと。聞いていますだ
けではなくて、自分でもっときつちり調べるとい
うそういう態度を持たないと、これは大変なこと
になるんじゃないか。

特別公務員の暴行陵虐致死ではないけれども、
刑務官が母子殺害容疑で大阪で逮捕されたとか、
それから、これも問題だと思えますよ、法務大臣
にどういふ報告が上がるかということなんです
が、集団暴行の内部報告書は幹部が書換え指示、
名古屋刑務所、というようになこともあって、法務
大臣、あなた、御自身の手足になつて働く皆さん
に、ちよつときつい言葉で言う、おちよくられ
ているんじゃないですか。ちよつと、そう言う
怒ります、法務大臣、どうです。

○国務大臣(森山眞弓君) どのようにお取りに
なっているかわかりませんが、私は真剣に取り組
んでおり、誠にこの起こった事件については申し
訳ないことだと思っております、さらにその
後、チームを作りまして、その人々に徹底的に調
査をするようにということを示したしまして、
現にその調査が今も続いているというふう
に思っております。

○江田五月君 我々のところに来て言うときに
は、御自身の、御自分の部下ですから、それはお

かばいになるのは分かります。分かりますけれど
も、やっぱり内部ではもっと厳しく、これは、そ
んな書換えなんというふうなことがあると大変で
すよ。そんなことが書き換えられて、そして法務
大臣のところに真実の報告が上らないようなこ
とで国会で答弁されて、それで民主主義でそんな
ということ言えないわけですから、そこはしつ
かりやっていただきたい。法務大臣、ちよつとこ
れはもういつもの慈母観音でなくて、厳しくやっ
ぱり閻魔大王でやつてもらわなきゃいかぬ。
人権擁護局はこの事案については何か関心を
持つておられますか。

○政府参考人(吉戒修一君) お答え申し上げます。
この事件につきましては、受刑者の関係者の方
から名古屋法務局の人権擁護部に対して人権
の相談がございました。そこで、これは人権侵犯
事件として現在、調査をいたしております。

この事件、事柄の重大性にもかんがみまして、
私も人権擁護局からも職員を名古屋に派遣いた
しまして、名古屋法務局人権擁護部と共同して現
在、調査を続行しております。

○江田五月君 これも、人権擁護局は自分のところ、
自分の法務省管内で起きたことについて、もつ
と何かきつとした措置をしなければ、それは、
これから人権委員会を作ると人権擁護局の職員を
そつちへ移すとかいうんでしょう。地方の方で
は、地方法務局の人権擁護課に事務委託とかいう
んでしょう。そんなような状況で、その一番上に
ある人権擁護局が、いや、何かちよつとしなけ
りや格好悪いなというふうな程度でやっていたの
ではこれはどうにもならぬと思えますよ。

監獄法の情願制度なんです、これで法務大臣
に訴えたら、刑務官から、同じ法務省の人間だか
ら調査なんかするわけないだろうというふうなこ
とを言われたとかいうふうなこともあって、い
や、そんなことは言っておらぬと多分答えるんで
しょうけれども、一般には、同じ法務省の中だか
ら矯正局で起きたことを人権擁護局へ言つたつ

て、それはそんなことできるものかというふう
に思っています。

情願制度というのは、これは刑務所から情願が
上がってきたらどが処理するんですか。矯正局
ですよ。そこだけちよつと。

○政府参考人(中井憲治君) そのとおりでござい
ます。

○江田五月君 やつぱりこれは、もう法務省とい
うのは中がいわゆるずぶずぶで人権擁護のことは
到底できないと、そういうことをこの事件では表
している。この事件をどう処理するか、どうい
ふにこの事件についてうみを出すか、それがど
こまでできるかによって法務省の今後の軽重が
完全に問われているということだと思えます。そ
のことだけ指摘して、質問を終わります。

○荒木清寛君 今し方の質疑を聞いておりまし
て、今回の法律により裁判官の報酬の引下げ
が憲法に違反するものではないということ私は私
も理解をいたしました。

しかし、今、司法制度改革が進んでおりまし
て、国民に利用しやすい司法制度を実現しなけ
ればいけません。そのためには人的インフラの充
実が必要でございまして、優秀な人材を弁護士ば
かりに取られるのではなく、裁判官、検察官に
も優秀な人材を獲得しなければいけないというこ
とからしますと、政策論として、今回、裁判官あ
るいは検察官に関しては引下げをしないという選
択肢もあつたかとは思ひます。

そこで、今後、裁判官、検察官につきまして、
多数の有為な人材を確保するために最高裁及び法
務大臣はどう決意を持って臨むのか、お伺いた
したいと思います。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏光君) 二十一
世紀の司法が今後ますます高まる国民の期待にこた
えるためには、裁判官に優れた人材を数多く確保
することが重要であるというところは委員御指摘の
とおりかと存じます。裁判所といたしましては、
裁判官に有能な人材を数多く確保するために裁
判官の報酬の在り方、これが重要なポイントにな

ろうかと思っております。

現在、優秀な弁護士に裁判官として任用してもらっている弁護士を推進するという点も課題になっておりますので、そういう点におきましても、裁判官の報酬が適正なものとなるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○国務大臣(森山眞弓君) 検察官につきましても、有能な人材を多数確保しなければいけないというのはおっしゃるとおりでございます。従来から有能で適性のある検察官を確保してきたところでございますが、今後とも同様に、良質な人材を数多く確保するためには一層の努力を傾けていきたいと存じます。

なお、有能で適性のある検察官を確保するため、検察官の職務にふさわしい処遇を確保するということは極めて重要でございますので、そのような処遇の確保を図るよう努めてまいりたいと考えます。

○荒木清寛君 これは裁判官の配置にもかかわりますのでお聞きをいたしますが、現在、簡易裁判所の事務管轄の上限の引上げが議論をされておりますが、最高裁としては、この簡裁の機能をどう考えておりますか、お聞かせ願います。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) お答え申し上げます。

簡易裁判所は、少額軽微な事件を簡易迅速に解決することを目的として設置された裁判所でございます。分かりやすい言葉で言いますと、比較的小さな事件を簡単な手続でスピーディーに解決するという点に特色を持っている裁判所というふうに認識しております。

○荒木清寛君 次に、名古屋刑務所におきます今回の事件につきましては、私も、地元に住んでおるといふこともありましても、大変強い憤りを感じております。一体、法務省はいわゆる刑務官に対してどのような人権教育をおったのかというふうに言わざるを得ません。そこで、三点お伺いをいたします。

一つは、名古屋刑務所の特別公務員暴行陵虐致死事件では、保護房内の様子がビデオ録画されていたというふうに報道されておりますけれども、今年五月のまた別の名古屋刑務所での死亡事件やその他の保護房収容中の者の死亡事件ではビデオ録画がされていたかどうか。そもそもこの保護房におけるビデオ録画というのはどういうケースに行っているのか。さらに、私は、今後はこうした事件を防止する観点からも、すべてそうした保護房内の状況は録画をしておくべきではないかと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(中井憲治君) お答えいたします。ビデオ録画等の問題を含めまして、再発防止策についてのお尋ねであると承りました。

法務大臣からは、本件事案の重大性にかんがみまして、発生直後から非常に厳しく、管理体制も含めながらきちんとした調査をするようにと、かような指示を受けており、先ほど大臣がお話になられましたように、特別の調査チームなどを編成いたしました私どもは対処しているところであります。

ところで、お尋ねの名古屋刑務所の勾留中の事件と本年五月の死亡事件についてでございますけれども、これはいずれも、御案内のとおり、現在、名古屋地方検察庁において捜査中でございます。その具体的事件の個別証拠の内容にかかわるものということになりますので、ビデオ録画の有無については、これから二件につきましては回答を差し控えさせていただきますと思います。しかしながら、そのほかの平成十一年以降の死亡事件につきましては、いずれもビデオ録画はされていなかったという趣旨の報告を受けているところでございます。

次に、保護房に収容いたしました際のビデオ撮影についてでありますけれども、これは、当局、矯正局から発出したしました基準というものはございまして、それぞれの施設におきましてそれぞれの実情に応じて運用しているところでございます。

一般的に申し上げますと、相当数の保護房では職員による巡回視察をやっておるわけでございまして、それを補充するという目的で監視用のテレビカメラが設置されております。例えば、保護房収容中の者が頭を壁に打ち付けるといったような自傷行為に及びましたり、あるいは、若干きよつと適切じゃないかもしれないけれども、汚物を投げ付けたり房内に塗りたくるといったような異常行動を取る場合等もございまして、これらの状況につきまして記録する必要がある場合に限って録画するという運用がなされている具合に承知しているところであります。

現在、すべての保護房に監視用テレビカメラを設置しているわけではございません。また、カメラが設置されていても、ビデオ機器の整備が限られておりますことから、ほかの状況を録画しなればならない、例えば外回りの状況などで異常事態が発生したり、ありますので、そういった場合もございまして、結局、保護房収容の際に常時、ビデオ録画を義務付けるということは現時点では難しい状況にございます。

しかしながら、ビデオ機器の整備を進めまして、可能な限りにおいて、革手錠を使用する際や、これを解除するときにビデオ録画することは可能と思われるところであります。ただ、いま委員の御指摘がありましたので、これも踏まえまして、このような措置を講ずることによりまして、保護房の収容状況を後日、確認できるようにするといったことのほか、そもそも再発防止策という観点から申しますれば、全般的に透明性を高めるといふ観点から、特に保護房に収容していた者の死亡事件等につきましては、これは関係人のプライバシーの問題もございまして、捜査への支障の問題もございまして、これらの点にも慎重に配慮しながら一定の基準を設けて、公表することも視野に入らして検討してみよう、こういったことを考えている次第でございます。長くなって恐縮でございます。

○荒木清寛君 先ほどもありましたように、この

法務省内における人権侵害、正に自浄能力が問われているわけでありまして、今回の名古屋刑務所での革手錠使用や保護房収容、職員による暴行について、同刑務所の受刑者が行った不服申立ての状況はどうなっておりますか。御説明願います。

○政府参考人(中井憲治君) 受刑者が行いますところの不服申立てでございますけれども、監獄法に基づく情願のほか、告訴、告発、訴訟等がございまして。

名古屋刑務所の被収容者がいたしました不服申立てのうち、法務大臣への情願の件数は、平成十二年が十七件、平成十三年が十七件、平成十四年が十月末日現在で三十件でございます。

告訴、告発の件数につきましては、委員御案内のとおり、これは当事者が検察官等になすものでございまして、矯正局といたしましてその全体像を把握する立場にはございません。ただ、私どもが承知している限りということで申しますと、平成十一年がゼロ件、平成十二年が一件、平成十三年が一件、平成十四年十月末日現在が二件というところでございます。

また、訴訟の件数につきましても、これも当局が把握している限りということで申し上げますと、平成十一年がゼロ件、平成十二年が二件、平成十三年が二件、平成十四年十月末日現在で一件でございます。これらの内容につきましては懲罰あるいは職員の服務等に関するものとなっておりまして、平成十一年以降、保護房への収容や革手錠の使用に関するものは約二件ぐらいであると、かように把握しているところでございます。

○荒木清寛君 革手錠の使用につきましては、同種刑務所がたくさんある中で名古屋刑務所が突出をしている、使用回数が突出していた、しかも本年に入ってから急増したということでありまして、まさか今年になって受刑者の顔ぶれが一新したということはないわけでありまして、何か組織的な背景さえあるのではないかと気がするわけでございます。

そこで、今回の事態につきまして、法務省の調査結果はいづごろ、どのような形で明らかにするのか、お答え願います。

○政府参考人(中井憲治君) お尋ねのとおり、本年に入りまして革手錠の使用件数が名古屋刑務所で急増していることについては、我々もこれは非常に関心を持っております。先ほど申し上げました官房審議官をキャップといたしますところの特別調査チーム等でも、それぞれの背景事情等への調査を進めてまいる所存でございます。また、現在もやっております。

これらの調査結果がまとまった後の状況でございますけれども、恐らくは、法務大臣に報告した上、捜査の支障のない範囲で関係者のプライバシー等にも配慮しつつということになるかと思えますけれども、私どももいたしましては、事態の重大性にかんがみ、できるだけ早い時期に公表いたしたいと考えております。

○荒木清寛君 最後に、別の件でございますが、公明党は、去る七月に難民政策の見直しに関する政策提言を行いました。また、大臣の私的懇談会であります難民問題に関する専門部会も先般、中間報告を行ったところでございます。

そこで大臣に、今後の難民調査官の増員及び能力の向上についてどう臨んでいかれるのか、決意をお伺いします。

○国務大臣(森山眞弓君) 難民認定制度に関する検討結果につきましての中間報告を踏まえまして、難民認定体制の充実強化等に向けました検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成十五年度の予算概算要求におきましては、難民調査官七人の増員をお願いしているところでございます。

○荒木清寛君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

この二つの法案は人事院の勧告に連動するものであります。無法人大企業を中心としたリストラによって引き下げられた民間給与との均衡を理由に公務員賃金を引き下げる、これは次の民間賃

金引下げの口実になるわけであります。全体の給与が引き下がっていく。これは、消費の低迷で景気を一層悪化させて、これを理由にした賃下げ、正に景気悪化と賃下げの悪循環に陥るものだと思います。さらに、引下げの勧告というのは、労働基本権の代償措置としての人事院勧告制度の存在意義それ自身を失わせるものと言わざるを得ません。しかも、裁判官の報酬を引き下げるという点については、先ほど来の議論もありますように、憲法上の疑義が指摘をされております。

大臣は、この勧告の直後の記者会見で、憲法の立案当時の事情と今は違うと、こういうふうにならば、この報酬の減額が憲法の規定に反しない旨の発言をされております。普通に読めば、立案当時なら違憲だが今はいいんだと、こう聞こえるわけでありますが、憲法立案当時の事情と今は何が違うという認識でこういう発言をされたんでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) その記者会見なるものは、たまたま私が出張しておりました先で急に質問をされましたので、必ずしも適当で正確な表現でなかったかもしれないと反省はいたしておりますが、私の言いたかった趣旨は、憲法の立案当時は、裁判官のみを対象としてその報酬を引き下げようという場合があり得るということを頭に置いて、そういうことは困るということであつたのではないかと。今回のような、国家公務員全体の給与水準の民間との均衡等の観点から人事院勧告に基づく行政の国家公務員の給与引下げに伴いまして、法律によって一律に全裁判官の報酬について相応の引下げを行うような場合とは、ちよつとその憲法立案当時考えていた問題点は違ふのではないかとこのふうなことを感じまして、そのように発言したところでございます。

大変、もしかしたら不適切な発言、表現だったかも知れませんが、その点は御理解をいただきたく存じます。

○井上哲士君 憲法解釈にかかわる問題についての発言としては、私はやはり根拠薄弱だと思ふんですね。

です。

実は、憲法の立案当時からこの問題というのは学説がずっと分かれてきた問題でありまして、全体を引き下げた場合でもこれは違憲だという有力な説もありましたし、それは構わないという二つの説がずっと今日まで分かれていたわけでありました。にもかかわらず、今回最高裁は言わば合憲論を採用されたわけですが、なぜ大きく学説が分かれていた中で合憲論を採用されたのか。結論でなく、その理由をお示し願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) 最高裁判所の裁判官会議におきまして、たゞいま委員御指摘の問題が検討されたわけでございまして、その結果といたしまして、人事院勧告の完全実施に伴い国家公務員の給与全体が引き下げられるような場合には、裁判官の報酬を同様に引き下げても司法の独立を侵すものではないということで、憲法に違反しない旨、確認されたことと承知しております。

○井上哲士君 学説を繰り返すだけの御答弁だと思ふんですね。それでは納得がいかない。

人助のマイナス勧告自身が今回初めてですが、この裁判官の報酬引下げ、この問題で最高裁が判断を下したのはこれが最初だと考えてよいのでしょうか。これまでは引下げは許さないという立場を取ってきたんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) 委員御承知のところと存じますけれども、最高裁判所の裁判官会議、これは司法行政事務に関する最高意思決定機関という位置付けがどうかと思ひます。が、そういった最高裁判所裁判官会議でたゞいまのような結論が出されて、そういうことが確認されたという、これは初めてのことで、という具合に承知しております。

○井上哲士君 最高裁は明確に私は違憲論を取ってきたと思ふんですね。今、手元に、これは最高裁の事務総局が監修をした「裁判所法逐条解説」、昭和四十四年一月というものがあつて、読み上

げますと、こう書いてあるんですね。「報酬そのものの減額は、たとえ特定の裁判官のみに対して行なわれる場合でなく、裁判官全体の報酬、さらには国家公務員全体の給与が同じ比率で引き下げられる場合でも、許されないことは、いうまでもない」と。これは最高裁事務総局が出している本です。これは明確に「許されないことは、いうまでもない」と言っているんじゃないですか。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) 委員御指摘の裁判所法の逐条解説に関する解説の本が事務総局から出しているということは私も承知しておりますが、それは裁判所法の規定の解釈ということで記載がされているものという具合に理解しております。憲法上の、憲法の規定の解釈ということとは少し違う問題ではなからうかと思っております。

○井上哲士君 憲法に基づいて定められた法律の報酬問題の解釈なんですよ。それは詭弁としか言わざるを得ないと思ふんですね。ですから、こういうことも含めて出されているにもかかわらず、本当にしっかりと議論がされた上で結論が出されたんだらうかという疑義を持たざるを得ないと思ふんですね。

今、政府の政策によっていろんなリストラ、そして全体としての賃金引下げということが行われている下で、司法全体がそういう大きな賃下げの流れの下で毅然と対処できたんだらうかという、やはりそういうことが問われていると思ふんです。憲法の守り手としての看板が泣くような事態があつてはならないということを指摘しておきたいと思ひます。

もう一つ、不利益の遡及という問題であります。

衆議院の審議では、四月から実施をした場合、今年の四月にさかのぼって実施をした場合の減額と今後十二月に予定されている期末手当の減額は金額的には一致をしているというのを認めたわけでありまして、これは実質的な不利益の遡及、た

ということはお認めになるでしょうか。
○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げます。

一般職の国家公務員の給与改定方式について申し上げますと、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づきまして、四月の給与から改定する方式が長年にわたり定着してきておるところでございます。このことによりまして、四月からの年間給与において官民の均衡が図られてきているところでございます。

本年は俸給について引下げが必要となるところでございますが、今回の給与改定におきましては、既に支給された給与をさかのぼって不利益に変更する措置は取らないとの考えの下に、従来どおり四月からの官民の年間給与の均衡を図るために、法施行日以降に支給される期末手当の額の調整を行うこととしたものでございまして、法律の適及適用には当たらないものと考えておるところでございます。

○井上哲士君 しかし、結局は金額として同じだけ下がるわけですから、どう考えても民間では禁止されている不利益の適及を実質的に行うものであります。それをそうでないと強弁をされてやるということは、しかもそれを最高裁までやる。私はやっぱり、民間でのいろんな脱法的な賃金力ツトを助長するものだとこのことを指摘をしておきたいと思っております。

司法の独立、司法への信頼を高めていくという点で司法制度改革の審議会でも様々な問題が指摘をされております。

次に、取調べのいわゆる可視化という問題についてお伺いをいたします。

司法制度改革審議会の最終意見書では、被疑者の取調べは、それが適正に行われる限りは真実の発見に寄与する、しかしながら、被疑者の自由を過度に重視する余り、取調べが適正さを欠く事例が実際に存在することも否定できない、それを防止するための方策は当然必要となる、このように指摘をしております。そして、被疑者の取調べの

過程、状況について、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきだとしております。

さらに、推進計画では、二〇〇三年の半ばまでに所要の措置を講ずるとしておられるわけでありまして、この検討状況について、法務省、警察庁それぞれからお伺いをいたします。

○政府参考人(樋渡利秋君) いわゆる取調べの可視化に関しましては、委員御指摘のとおり、平成十四年三月十五日に閣議決定されました司法制度改革推進計画におきまして、被疑者の取調べの適正を確保するため、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入することとし、平成十五年半ばごろまでに所要の措置を講ずるとされたところでございます。

法務省におきましては、この制度を同計画に定められた時期に導入することとしておりまして、現在、この書面に記載すべき内容等について技術的、実務的な見地からの検討を行っているところでございます。

なお、法務省のほか、捜査機関を所管する警察庁、防衛庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の関係省庁の対応の統一を図るため、取調べ過程・状況の記録制度に関する関係省庁連絡会議が既に設置されておりました。法務省といたしましては今後とも関係省庁間で緊密に連携しながら適切に対応していく所存でございます。

○政府参考人(栗本英雄君) お尋ねの件につきまして、警察庁におきましても、刑事局を中心としたしまして関係部局と協力をしつつ、本制度が司法制度改革推進計画及び司法制度改革審議会意見書の趣旨にのっとった適切なものとなるよう、記録の内容、作成及び保管方法等について、現在、技術的、実務的な検討を行っているところでございます。

また、警察といたしましては、法務省や他の捜査機関を所管する関係省庁とも緊密な連携を図りながら、先ほど御指摘の平成十五年半ばごろまで

に所要の措置が講ぜられるよう、引き続き検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○井上哲士君 二〇〇三年半ばまでに所要の措置といいますが、それまでに一定の中間的な取りまとめも必要かと思うのですが、そういう検討の節、いつまでを目途にそういうものを出すか、その辺は法務省、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 現在、この制度を導入するに際しましてのいろいろな問題点を洗いながら、関係省庁とも緊密に連絡を取りつつ考えているところであります。いずれまた、法務省だけではなしに、例えば日弁連とかそういうところなどの意見も聞かなければならない場面があるかもしれないというところで、それに向けて努力しているところでございまして、とにかく計画に定められました平成十五年の半ばまでにはこの制度を導入いたしまして、皆さんの御批判にこたえたいというふうに思っているところでございます。

なお、委員長、先ほど私の答弁で司法制度改革推進計画が閣議決定された日をお示しは十四年三月十五日と間違えて申し上げたかもしれませんが、三月十九日が正しい日でございますので、訂正させていただきます。

○井上哲士君 平成十五年の半ばといいますがとわずかしらないわけですが、にもかかわらず、今から日弁連の意見も聞かずにやらぬかなとか言われているようでは余りにも検討が遅いと言わざるを得ないと思うんですね。

先月、十月二十八日に草加事件の民事差戻しの控訴審の判決がありましたけれども、この中で東京高裁は遺族側の控訴を棄却をして、自白は信用できない、警察官の執拗な追及や誘導、示唆によつて虚偽の自白が創作されたことも十分に考えられると、こういうふうな述べておりまして、取調べの適正を欠く事例というのはこのように今も続いているわけでありまして。

一方、外国では随分可視化が進んでおりまし

て、私、かつてメルボルン事件というのをここで取り上げたことがありますが、日本人の旅行客五人が麻薬の密輸犯ということでオーストラリアで実刑判決を受けた事件であります。十年間の懲役を経て四人がつい先日、仮釈放になって帰国をされました。冤罪を訴えて国連に個人通報をされているわけですが、これ国連に出した文書であります。取調べの状況が一問一答で全部克明に出されておまして、いかに通訳が正しいか減ったかということがよく分かるわけですね。これができますのは、オーストラリアの場合は取調べが録音されるという状況になっているからなんです。

審議会の議論の中でも録画、録音の必要性ということも議論をされたわけですが、記録の制度もそういう議論にふさわしい、やっぱり録音に匹敵するようになさつとした記録や状況が示される必要があると、そういう内容にするべきだと思ふのですが、その点で意見書への指摘への受け止め、今後の具体化について改めて法務省にお伺いします。

○政府参考人(樋渡利秋君) 法務省といたしましては司法制度改革審議会の意見を真摯に受け止めておりまして、その意見に沿った改革を進めようとしておるところでございまして、今その具体的な内容につきましては検討中であるということでございます。

○井上哲士君 正に、先ほど指摘しましたように、本当にやっぱり録音に代わるぐらいのしつかりした取調べの過程、状況が記録される内容としての具体化を求めておきたいと思っております。

もう一つ、検察の問題についてお聞きします。最終意見書は公訴提起の在り方について述べてまして、検察審査会の一定の議決に対して法的な拘束力を付与する制度を導入すべきとしております。この点での検討会での議論の状況についてお願いします。

○政府参考人(山崎潤君) 私どもの裁判員制度・刑事検討会におきまして、現在、制度の骨組みに

関する大きな論点についてひとわたりの議論、第一ラウンドの議論を行つているところでございませう。

御指摘の公訴提起の在り方に関しましては、拘束力を付与する議決の種類、要件、拘束力のある議決後の訴追、公訴維持の在り方及び檢察審査会の組織、権限、手続等の在り方など、様々な点につきまして、本年五月二十一日に開催されました第三回検討会において一通りの議論を行いました。様々な意見をちょうだいしたという状況でございます。これは今申しましたように第一ラウンドの議論でございまして、今後、更にこの様々な点についてより詳細に検討を継続していくと、こういう予定でございませう。

○井上哲士君 起訴相当の議決のみに拘束力を付けることであるとか、議決をされた場合に檢察官から意見聴取することなどは、議事録などを見てもありますと基本的に意見の大勢を占めたというふうに見えておるんですが、いわゆる二段階方式についてお聞きをします。

檢察官に再考の機会を与えて、その結果を踏まえた上でなされた議決に拘束力を持たせるといふ議論であります。公訴権行使の在り方により直截的に民意を反映させるべきだといふ意見書の趣旨からいいますと、檢察官の意見聴取さえすれば足りると私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の、拘束力を付与するのは起訴相当の議決とするということや、あるいは檢察官からの意見を聴取すること、こういう点につきましては確かに議論がなされて、この点については特段の異論はなかったという状況でございますが、最終的にこれが合意されたというものではないという状況でございます。審議の途中だということになるわけでございます。

それから、もう一つ御指摘の点につきまして、いわゆる二段階方式の案だと思ひますけれども、この点につきましては、委員と同様な意見が述べ

られたということももちろん検討会でございますが、その一方で、被疑者、被告人に重大な不利益を与える公訴の提起は慎重になされるべきであると、そういう観点からいわゆる二段階方式の案、

檢察官に再捜査及び処分の再考の機会を与え、その結果をも踏まえた上でなされた議決に拘束力を付与すると、こういうふうにするべきであるという趣旨の意見も述べられているところでございまして、今後、その検討会における議論を踏まえまして更に検討する必要があるというふうにご考えております。

○井上哲士君 公訴権行使の在り方により直截的に民意を反映させるべきだといふこの趣旨に沿つた検討を是非お願いをしたいと思ひます。

この檢察審査会の適正配置という問題についてお尋ねをいたしますが、東京とか大阪、横浜などにある審査会は年間で大体新しく百四ぐらい、百四・四人新しく受けていられると資料でお聞きいたしました。一方、地裁支部に対応しているところは年間五・〇人と、随分大きな差があります。そして、東京、大阪、横浜などの場合は年間三十六回も開催されているわけですね。ですから、選ばれた方は週に一回ぐらいの頻度で行かなくてはならない、大変な負担になっているとお聞きをいたしました。出席者の確保にも大変事務局も苦勞をされているようにありますが、こういうところは更に拡充をするなど、適正配置が必要かと思うんですが、その点での検討はどうなっているのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) ただいま委員御指摘のとおり、事件数にかなりのばらつきがあるということはおっしゃられたとおりであります。檢察審査会の機能の充実強化を図るというこのために、現在、司法制度改革推進本部で檢察審査会の機能拡充の在り方が検討されているところであります。

裁判所といたしましても、大都市での審査の長期化への対応を含めまして、檢察審査会の配置を現在の事件数等に即して合理的なものに見直す必要

があるのではないかと考えており、裁判員制度・刑事検討会で同様の意見を申し上げたところでありませう。

○井上哲士君 最後に、大臣に伺ひます。

今の檢察審査会は来年で五十五周年を迎えまして、実に延べ四十八万人の方がこの委員になられております。なつた人は、最初は嫌がる方もいらつしやいますが、終わるとやつてよかつたと言われるのであります。国民の司法参加の姿、示しておりますし、将来の裁判員制度を支える力を示していると思ひます。

先日、司法改革国民会議が第一回提言というのをいたしました。推進本部の顧問会議のメンバーも多数顧問になられていられるわけですが、その中で、裁判員制度につきまして、この数が制度の核心だと。現在、検討会では、国民から選ばれる裁判員を二名程度、法律の専門家である裁判官を三名程度にするなどの制度設計が取りざたされているが、これでは意見書の求める制度の趣旨を達成することは難しいと述べた上で、例えば十一人にするのが適当だと、専門家の判事は一人でいいと、こういう意見を出されておまして、この理由の第一として檢察審査会が十一人でやられてきているということも言われておりますし、社会の多様な意見を反映させる必要があることも指摘をされているわけでありませう。

この国民会議の提言をどのように受け止めて今後生かしていくのか、大臣の御所見をお願いいたします。

○国務大臣(森山眞弓君) 裁判への国民の参加ということは非常に大きな重要なテーマでございまして、先ほどおっしゃいました檢察審査会もその一つの形として既に相当の実績を積んでおります。

裁判員制度が実際にスタートいたしますときに、その裁判官と裁判員の人数がどのような具合であるべきかということについては今大変検討会で熱心な御議論をいただいているところでございまして、先生がおっしゃいました御提言も一つの

意見であろうと思ひますし、それらを参考にしながら、また国民各界各層の様々な御意見を更にちょうだいいたしまして十分に検討をしていきたいというふうにご考えております。

○平野貞夫君 裁判官の報酬と、それから檢察官の俸給について、司法制度改革推進本部が今あるわけですが、司法制度改革としてどんな議論が行われていたか、事務局長、答弁をお願いします。

○政府参考人(山崎潮君) ただいまの裁判官の報酬に関しましては、司法制度改革審議会におきましてまず議論がされました。その観点は、昇進の有無とかあるいは遅速がその職権行使の独立性に影響を及ぼさないようにする必要がある等の議論が行われてきたわけでございませう。

これを受けまして、司法制度改革審議会意見は、裁判官の報酬、進級制について、現在の報酬の簡素化を含めてその在り方について検討すべきであるというふうにご提言をされているところでございませう。

私どもの司法制度改革推進計画においてもこの問題について検討することと、現在、当本部事務局としては、今後こうした審議会の意見あるいは推進計画に従ひまして所要の検討を行つてまいりたいと考えております。

要は、現在まだそこまで進んでおりませんので、もう少しお時間をちょうだいしたいと、こういう趣旨でございませう。

○平野貞夫君 法務大臣、先ほど江田先生が憲法論を、裁判官の報酬の減額は憲法で禁止しているんじゃないかという鋭い質問をなさつていたんですが、さすがだと思ひますが、大臣の答弁も理解できるんですよ。理解できるんですが、私は数年前に、檢察官の俸給はともかく、裁判官の報酬を、司法権の独立ということからいへば、人事院勧告に並べるといふ、人事院勧告に基づくというのをおかしい、別のシステムを作らなければならないという意見を当法務委員会が言ったことがあるんですが、はつきり言つて司法権の独立が侵されなければ減額しても違憲でないという言ひは憲法の拡大

解釈が行われたと、今回、そう私は理解して賛成しようと思つてゐるんですが、そういうことでよろしいですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 拡大解釈というのではなくて、解釈そのものであるというふうに私は思つております。

○平野貞夫君 その言葉のころ合ひで、ちよつと言葉の意味とは違つた解釈が行われたというように納得して、そのことはもう追及しません。

そこで、矯正局長、一般論として結構でございますが、監獄法の第四十六条一項、二項、どういふ意味か、簡単に解釈してくれませんか。

○政府参考人(中井憲治君) 監獄法はお尋ねの、御指摘の条文によりまして信書の発受について定めておりまして、信書の発受につきましては所長の裁量にゆだねられてゐると、簡単に申せばそういうことでございます。

○平野貞夫君 その信書の検閲というのを、服役者が検閲されてゐるわけですが、これの法的根拠はどこにあるんですか。

○政府参考人(中井憲治君) お答えいたします。検閲につきましては、監獄法第五十条におきまして、接見の立会い、信書の検閲その他接見及び信書に関する制限は法務省令をもってこれを定めると、こういう定めとなっておりますのでございまして、これを受けまして、監獄法の施行規則第三百三十条第一項におきまして、「在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ」となつておりまして、同条第二項におきましては、「発信ハ封緘、これは封でございまして、封緘をなさしめてこれを所長に差し出さしめ、受信は所長これを開披開くでございまして、開披シ検印ヲ押捺ス可シ」と、こう定められてゐるところでございまして、

○平野貞夫君 この信書の定義をしてほしいんですが、端的に言えば、請願文書、これは服役者も当然、請願権があると思いますが、これは国会に対する請願とかいろいろなところに出す請願権があると思いますが、私の聞きたいのは信書の中に請願文書も入るかどうかという、いわゆる検閲の

対象に、請願する場合に文書で出すわけですからね、服役者も。検閲の対象になるかどうか。

○政府参考人(中井憲治君) お答えの前に、ちよつとややこしい条文なもので先ほど一部読み間違えがあったようでございまして、「封緘ヲ為サシテ之ヲ所長ニ、要するに「封緘ヲ為サシテ之ヲ所長ニ差出サシメ受信ハ所長之ヲ開披シ検印ヲ押捺ス可シ」と、こういうのが正しい条文でございます。先ほどちよつとしたら読み間違えてゐるかもしれませんので、訂正いたします。

お尋ねの請願書につきましては検閲の対象となつております。

○平野貞夫君 なつておりますね。

○政府参考人(中井憲治君) はい。

○平野貞夫君 私、なぜこういうことを聞くかといふと、名古屋だけじゃないと思うんですが、服役者の非常に不幸な事件が発生してゐるんですが、こういう事件の多くは受刑者が人権救済などを申し立てて、弁護士さんとかあるいはいろんな人に申し立てて、検閲されると。刑務所のしるべき人からそれはやめろと言われると。そういうことがいろいろな革手錠とか、いろいろな事件の発生の多くの原因になつてゐると思ふんです。

そこで、一般の信書について検閲を監獄法で設けていることについて、私は別にそのことに対して批判を言うわけではございませんが、請願の文書については、これは検閲をすべきでない、検閲するのは憲法違反ではないかという意見を持っております。

したがつて、その論拠は、皆さん、司法試験を受けるときには必ず勉強したと思うんですが、例の宮沢俊義さんのコンメンタールですね、今はその別の先生の名前になつてゐますが、その解説によりまして、憲法十六條、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と。この十六條の

解釈として、恐らくこれは通説じゃないかと思うんですが、これは、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないというのは、結果として受けないということじゃなくて、そういう差別待遇を内容とする法律行為をも無効にする趣旨を含むというのがこの宮沢俊義先生の解釈と。当然、この十六條はそうあるべきだと思ひます。

となると、人権問題に限定してもいいんですが、服役者が国会に、参議院の法務委員会にも幾つか請願書が服役者から出されてゐるんですが、これは、監獄法に基づいて検閲をするということ、これは差別じゃないんですか。この宮沢さんの論で言うそういう差別待遇を内容とする法律行為をも無効とするという趣旨だと、十六條は、

だから、服役者が国会なら国会に請願出す、文書で出す、それを検閲の対象にした現行の監獄法そのものを、それは請願書から外せば、信書、いいわけですが、今の皆さんのやり方は憲法違反ではないですか。

○政府参考人(中井憲治君) 憲法違反であるかどうかといふことにつきましては矯正局長として答弁するのはいかかと思ひますが、若干趣旨を踏まえまして御答弁させていただきますと、受刑者が発する信書というのは我々検閲してゐるわけでございますけれども、その趣旨は、逃走その他、本来の収容すべき収容目的とこれを害する行為、あるいは施設の規律及び秩序を害する行為、これを防止するといふことがございます。

また、これは条文上もその旨、記載されてゐるところでございまして、検閲を通じて知ることのできる事項を当該受刑者に対する矯正処遇の適切な実施にせしめると、こういったところの目的があるわけではございまして、もとよりこの目的以外に検閲によつて知り得た事項を利用することは許されません。

先ほど来、委員御懸念のように、職員が、受刑者が不服申立ての書面、そのお尋ねの件も含めまして、これをする際にこれを取り下げさせようというようなことは、これは全く許されることでは

ございません。いづれにいたしましても、監獄法の枠内で申し上げますと、「在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ」と、こうなつておりますために、お尋ねの件につきましても、やはり一応は検閲しまして、特段の問題がなければ速やかにこれを発信させると、そういうことにならうかと思ひます。

○平野貞夫君 最終的な憲法の解釈を局長さんに求めるのはそれは酷な話で、私もそのつもりはありませんが、ただ、やはり監獄法を施行、実施、運用する際に、当然、局長さんも刑務所の所長さんも憲法の規定、憲法の精神というものは何であるかといふことを前提に当然運用、解釈なさつてゐると思ふんですが、私が申し上げたいのは、監獄法で言う信書というのが請願書を含むというんだつたら、その運用、解釈は憲法違反になるんじゃないかという主張を私はしてゐるわけなんです。この論拠は宮沢憲法の論拠なんです、そのことについては違憲でないという意見ですが、今やられてゐることは憲法にのつたやり方だといふことですね、もう一回確認をします。

○政府参考人(中井憲治君) 基本的に憲法の趣旨にのつた運用をしてゐるものと承知しております。

○平野貞夫君 私はそうは思われないんですよ。これは、ここで憲法論争はこれ以上やりませんが、私、監獄法のその運用というのは憲法違反だと思ひます。これからは機会があるたびにこれはしつこくやつていきたいと思ひます。

一応、じゃ、局長の憲法に準じてゐる、のつとつてやつてゐるという、一応それ側で議論をしたいと思ふんですが、ならば監獄法を改正して、監獄法を改正して、立法の言葉としては、これはちよつと精査してゐませんが、請願文書は検閲してはならぬとか例外だといふ立法、そういう立法をするにについては政府としてどうですか。立法論として私は言つておるわけだけども、政府に出せといふことを言つておるわけじゃないですよ。

○政府参考人(中井憲治君) 監獄法の改正に当たりましてどういふ事項を対象とするのか、またその際にどういふ選択肢があるのかということについては、これからいろいろと慎重によく勉強し、検討してまいりたいと思います。

○平野貞夫君 立法権というのは我々国会が持つておるわけですから、それは我々の判断だと思ふんですが、私は、一連の刑務所あるいは留置場での人権侵害あるいは人権にかかわる不幸な問題が起る大きな原因として、就役されている、収容されている人たちの、特に自分の人権にかかわる問題が、刑務所の所長さんとかそういう責任者の検閲を通して、あいつはどうもおかしい、あいつは服従してないということの問題が起る原因が非常に多い。したがって、これはやっぱり法的に防御することによってそういうふうな問題が防げると、こういう意見を持つておるわけなんです。

したがって、今、局長は検討すべきことだということ明確な、これは明確な言葉は出ないと思うんですが、私は、そういう意味での監獄法の改正等をこれから提言して、やはり服役者といえどもその基本的な人権をやっぱり我々国家機関が知り得る、状況を知り得る、そしてそれを守り得るシステムを作らなきゃ駄目だと。私は、一回、憲法違反か、現在、請願文書が検閲されていることについて憲法違反かどうかということについては、これは一回、訴訟の、司法の中で憲法解釈をしてもらわなきゃいかぬ問題だと思つていますが、なおそれに至るまで時間が掛かると思いますが、そういう監獄法の法改正による対応をこれから政治の活動の場としてやっていきたいと思つております。

局長さん、ちょっとこれに関連して聞きますが、刑務所の中の隠語としてツマムという言葉があるということを知っていますか。

○政府参考人(中井憲治君) 定かではございませんが、何か摘発するというような意味で使われる場合があるという話を聞いたことはございます。

それから、一点だけ、先ほどの請願の件、随分御懸念なので実質上の運用だけ補足させていただきますと、実務的な運用といたしましてはこの請願の差止め等ということはないものという具合に報告を得ております。

○平野貞夫君 差止めというのは、そんな請願するなという、ストップ掛けるという意味ですね。それは当然でしょうが、私は、やっぱり請願の内容を刑務所長が知り得る、あるいははしかるべき人間が知り得ることによって発生するこのツマミといふのは、結局、受刑者が刑務所のルールに従わない人間を摘発するというもののように皆さんは理解するでしょうけれども、受刑者側からすれば、私は受刑の経験はないんですが、非常に客観的でないこと、それから法規に基づかないこと、あるいは法規に背いた形で一種のいじめ行為としてやられることを受刑者はツマメタという言葉で言っているようなんですが、こういうことをなぐするために、私の主張と意見として、少なくとも国会に請願する、人権制限とか人権にかかわる請願については検閲をしてはならないということを一とつ法律でもつて、法改正でもつて実現しようじゃないかという提言をこちらで、ここでしておきます。

そして、次に移りますが、法務大臣、この間の新聞に、入管政策に対して緒方貞子さん、国連の難民問題の専門家なんですが、もう辞められていらっしゃると思いますが、この方が日本の入管政策に対して厳しい批判をされている報道があったんですが、これは日弁連なんかの一つの要請によると思つていますが、私、率直に言ひまして、女性の国際的な活躍、政治での活躍というのは大事なことでだと思つていますし、緒方貞子と森山眞弓といえどもこれは日本を代表する女性なんです、この緒方さんの批判、新聞、御存じですか。

○国務大臣(森山眞弓君) はい。

○平野貞夫君 それに対してはどういう御所見でしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 新聞で拝見いたしました。

た。日弁連の主催されました難民認定制度改正をテーマにしたシンポジウムにメッセージを寄せられたというふうにその新聞には書いてございまして。

私は、緒方さんと長いお付き合いでよく存じ上げておりますし、また、緒方さんと最近も二、三度お会いして、特に難民の問題についてお話し合いたこともございまして、この新聞に報じられているような内容が本当に緒方さんがおっしゃったのか、あるいは緒方さん御自身が書きになったものなのか、その辺の真意が定かでないままなんです、腑に落ちない気持ちで読ませていただきましたわけですが、本当の御意図がよく分かりませんので、私がコメントすることは控えさせていただきますというふうに思つております。

しかし、かねてから難民認定者の数が少ないという批判が一般にあるということは承知しております、その理由としては、難民の出身国とかかわりが我が国は歴史的に乏しいということや、言語の相違もありまして、難民の出身地域と大変遠いという位置関係にもありますし、交通手段が海空に限定されているというようなこともございまして、欧州諸国とは大変違うという条件があるということもよく御認識いただきたというふうにも思つてございます。

難民につきましては、これまで二百九十一人の条約難民を認定いたしましたほか、昭和五十三年以降、インドシナ難民の受入れを積極的に行つておりまして、平成十三年末までの間に合計一万七百九十七人も受け入れていただいておりますので、それらのことを緒方さんが御存じないはずはないわけではございません、この新聞に報じられた内容はちょっと腑に落ちないというふうな感じまで読ませていただいたわけでございます。

○平野貞夫君 私も、あの新聞を見て、かねがね日本の難民政策について疑念は持っていましたけれども、あれほどのことではないだろうという印象を持つていました。ただ、緒方貞子さんと法務大

臣、何でも言える仲でしたら、やっぱり難民問題の受入れについては、法務省の役人の方々の意見も大事ですけれども、やはり率直に緒方さんなんかの意見も、考え方も取り入れて、今後ああいう誤解のないようにしていただきたいと思ひます。終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

裁判官給与法についてまずお聞きをいたします。

四月にさかのぼつて減額するというところでよろしいでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今回の減額は、公布の日の属する月の翌月、つまり、例えば現在公布するとなると十二月の一日ということになるわけですが、その初日に効力を生じます。

ただし、減額に相当するような額を計算いたしました、それを十二月の期末手当等から差し引くというふうな措置が、これは一般の公務員についてなされておりますので、裁判官につきましても同様の措置が予定されているわけでございます。

○福島瑞穂君 済みません。では、私は誤解しているのかもしれませんが、さかのぼつて減額をするというわけではないんですね。済みません、もう一回お願いします。

○政府参考人(寺田逸郎君) 法形式的にはそのとおりでございます。さかのぼつてはおりません。

○福島瑞穂君 じゃ、その点は誤解してあります。私たちが、私たちがというのか、例えば社民党は減額するな、減額するなと言ひ、当の最高裁と法務省が減額してもいいのだ、いいのだというこの関係はちよつとよく分からないというのか、やはり憲法七十九条、八十条で裁判官の報酬減額禁止があるということは、やはり法律の明文にはつきり書いてあることであります。これは裁判官を優遇するという意味ではなく、司法権の独立の観点から減額をするなということがあるのだということとを法学部でも懇々と授業を受けたもので、その意味ではなぜ今、国会で、もちろん不況の折ですが、減額の法律が出てくるのかと。むしろ、

エールを送って頑張つてやつてほしいというふう
に思います。

次に、今までもありましたが、引き続き刑務所
の問題についてお聞きをします。

森山法務大臣が、先ほどの質問でもありました
が、十二日の閣議後の記者会見で、本当に残念
だ、誠に申し訳ないと思うと遺憾の意を表明した
上で、矯正局で各受刑施設の実態を調べて、同様
のことがほかの施設であつたとは聞いていないと
述べていらつしやる旨、記者会見がありました。

しかし、六つの裁判所で判決が確定をしてい
る、革手錠、保護房で国家賠償請求訴訟で国側が
負けている、違法であると認定をされたものが六
つあります。旭川刑務所、千葉刑務所、東京拘置
所、大阪拘置所、松江刑務所、田代拘置所、府中
刑務所と、六つの事件が現在確定をしておりま
す。

東京拘置所のケースは、アメリカ人Dさんが、
一九九五年九月十一日、他の房に収容されていた
外国人に声を掛けられたことをきっかけとして保護房
に収容され、保護房内でも看守たちから暴行を受
けた。これに対する国家賠償請求訴訟では、一九
九八年十二月三日、看守の制圧の行き過ぎを認
め、国に十五万円、安いですが、支払を命
じた。原告のランニングシャツに明瞭に残された
靴跡が暴行の証拠となつたといっています。

ですから、名古屋刑務所は短期間の間に死亡事
故が毎年起こり、致傷罪で特別公務員暴行陵虐致
傷で捜査が始まつているという点では誠に異例で
すけれども、他の刑務所、拘置所でもこういう問
題があるということについて、大臣のお考えをお
聞かせください。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほどおっしゃいまし
た記者会見での応答についてはそのとおりでござ
います。その後、矯正局に更に徹底した調査を
指示いたしました。現在それが行われているとい
うことは先ほど申し上げたとおりでございます。
いずれにいたしましても、刑務官の行動に行き
過ぎがあり、それが受刑者に対して様々な傷害を

与え、あるいは場合によっては致死に至るとい
うようなことがあるということは甚だ遺憾でござい
ますし、十分気を付けていかなければいけないこ
とでありますので、今後も更に厳重に注意をし
て、二度とそのようなことが起こらないようにし
たいというふうに考えています。

○福島瑞穂君 今日、情願についての質問も相次
いでおりますが、保護房、革手錠に関する情願、
告訴、告発の件数は非常に多く出されています。
二〇〇〇年、平成十二年で情願二千三百八十二
件、訴訟が二百五十九件、告訴、告発が三百十六
件、その他が千二百六十四件。つまり、二〇〇〇
年一年を取つてみても情願が二千三百八十二、告
訴、告発が三百十六という、保護房、革手錠に関
するものだけで極めて多く起こされています。名
古屋刑務所の大人数も多く、平成十四年、今
年、先ほども回答ありましたが、十月末日時点ま
で、今年だけで三十件大臣情願が出ておりま
す。告訴、告発も、名古屋刑務所での被収容者の
行つた告訴、告発もありまして、今年だけで十月
末日時点まで二件起きています。

つまり、この数字は何を意味しているのか。情
願があり、大臣情願があり、告訴、告発がある
と。また、たくさん弁護士会から、名古屋刑務所
だけにとどまらず、人権救済の申立てに対して勧
告、警告が出ております。

名古屋刑務所についても今年八月、名古屋弁護
士会から警告が出ているということでもよろしいで
しょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 事実関係についてお
尋ねですので、お答えしたいと思ひます。
名古屋刑務所に対する革手錠の適正使用に関す
る警告書についてありますが、委員御指摘のよ
うに本年八月には送付されております。昨日、
同弁護士会から届けられたという具合に報告を受
けております。

いずれにいたしましても、この問題は別といた
しまして、警告書の内容につきましてはよく検討
させていただきまして、改めるべきところがある

ば改めるなど適切に対処していきたいと、かよう
に考えております。

○福島瑞穂君 名古屋刑務所に入つていたとい
う人から手紙をもらいました。

この人はトイレに行くことについて、例えば工
場への出房時間までは洗面、食事、用便等の時間
なのですが、保安課長が替つてからその時間が
半分減り、用便の時間もなくなりました。私は
胆のうの摘出手術を受けたので、その副作用で下
痢がひどく、用便をしていい時間にドアをドンド
ン叩かれ、どなり散らされ、やめろ、出て座つて
いろと何度もやられました。用便のことだけではど
うにもならないので、それだけはやめてほしいと
思い、情願したところ、矯正局の役人は話を聞い
てびくびくしていましたが、その後も変わるこ
となく朝の用便のたびやられました。名古屋では最
低の尊厳がありませんでした。

二か月前か三か月後に保安課長から情願の言渡し
があり、おまえの言っているようなことは存在し
ないと、矯正局の判断だとの通知があつたと言わ
れました。国のやること、役人のやることはこん
なものかと思つていたところ、他の受刑者に、情
願等すると必ず後で仕返しされるぞと言われまし
たが、それが本当のことになりました。

一か月前くらい後に、工場の係長に保安課に連れ
ていかれ、何なのかと思つていたところ、係長が
私と二人きりになり、訳の分からぬことにな
り、いきなりドアに自分でぶつかつておいて、何
をするかと大声を上げ、その瞬間十人くらいがど
どどと入つてきて、殴る、けるされ、革手錠をぎ
ちぎちにはめられ、保護房に入れられました。う
そのような本当の話です。

けられたときに手術の傷が破れないか心配でし
たが、それよりも、保護房内には壁の四分の一
くらいの大きな換気扇が取り付けてあつて、空気
の入替を名目に回され続けられています。革手錠
よりもそれには参りました。十二月の末だったの
で、寒さで眠ることができず、手はしびれる、動
けないで、革手錠をされていた三日間は少しも眠

れませんでした。あの寒さは身体の弱い人では凍
死することもあると感じました。私は三日間、七
十二時間これをやられました。

というふうに、もっと詳しく書かれています。

つまり、こういうことは一例であつて、革手錠
について、保護房についてあつても、なかなかそ
れの改善がされない。ぎちぎち締めることで傷跡
が残っている人の写真もありますけれども、それ
を、革手錠をするときに暴行を振るうということ
も大変問題です。

ところで、今年九月の致傷のケースに関しては
ビデオテープがあつたと報道がされました。こ
のビデオテープはあつたのでしょうか。もし、暴行
の、検察庁が挙げるに当たつて、ビデオがありな
がら所長はなぜ正当な制圧行為であつたと記者会
見をしたのでしょうか。九月の事件では結局、暴
行はあつたのでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 冒頭にちよつと若干
先ほどの説明を補足させていただきたいと思ひま
すけれども、情願等がありましたが際には、その一
方当事者の話を確認するだけでなくて、双方のい
ろいろな事実調査をいたしまして、それについて
適正に私どもは処理している、こういう具合に
御理解いただきたいと思ひます。

引き続きまして、ただいまのお尋ねの本年九月
の名古屋刑務所における革手錠使用事件について
のビデオテープの存在ということでございますけ
れども、これは委員御承知のとおり、現在、名古
屋地検において捜査中でございます。その捜査
中である具体的事件の個別証拠があるのかないの
か、その内容はどうかであるかということに関す
るお尋ねであらうと受け止めております。したが
いまして、そのビデオテープがあるかないかとい
うことも含めまして、回答は差し控えていただ
きたいと思ひます。

なお、一般論として申しますと、私ども、大臣
から、発生当初から非常に厳しく管理体制も含め
て調査を徹底するようにと、こう受けておりまし
て、同様の内容を現地にも指示しております。名

古屋刑務所におきましては、関係の証拠物、証拠書類の提出も含めまして、名古屋地検の捜査には事案を通報いたしました当初から全面的に協力しているものと、かように承知しております。

○福島瑞穂君 私、国会の質疑は、ある種の人權救済のための第三者機能的な、人權侵害があったときに問題をきちんと明らかにしていくための機能も国会は果たすべきだといふふうに思っています。しかし、幾ら質問しても答えてもらえない。人権擁護局が調査に入つたと言いつても、ビデオテープがあつたかないかについても言つてももらえない。ただ、新聞には、ビデオがあつて、暴行を振るつていたのでそれが立件の大きな理由だと言われている。にもかかわらず、所長は記者会見では正当な制圧行為であつたと言っているわけですから、つまり、何が言いたいかというと、国会の中でも何も明らかにしてもらえない。これはひどいではないですか。

例えば、では、刑事事件になつていないケースについてお聞きをします。去年も、名古屋刑務所で五月に、革手錠、保護房のケースで、腹膜炎で死亡したケースがあります。ビデオテープはあるのでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) まず、お話をしなければいけないのは、最初、二点についての質問を受けまして、前段のお尋ねについてだけお答えいたしました。後段の名古屋の刑務所長の会見内容についてお答えしておりませんので、その点に最初に冒頭お答えし、引き続きまして今の点についてお答えしたいと思います。

まず、ビデオテープの有無につきましては、甚だ、先ほど来申し上げておりますように、名古屋地検において捜査中でございますので、その存否の回答は差し控えていただきたいと思います。ありますけれども、これとは別に、名古屋の刑務所長が十月四日の記者会見におきまして、制圧行為として許される範囲内であつたと信じたといふ、こういう発言をしたこと自体は私も報告を受けているところでございます。

この内容についてであります。当該所長といひましては、それまで調査しているわけでございますけれども、その結果を踏まえまして、手術を要するような重大な結果になつたということは重く受け止めることになりました。素朴な人情と申しますか、部下はあくまで信じたといふ、こういうようなことからそのような所感を述べたものかと私どもは受け止めているわけでございますけれども、さはさりながらでございます。さばりながら、本件事案の重大性でありますとか、問題の受刑者への配慮でありますとか、所感を述べるタイミングでありますとか、言わば施設長自らがこのような所感を述べるということがいろいろな影響があると、こういったことにかんがみますと、いささか配慮が足りなかつた面なしとはいひ私共は考えている次第でございます。

続きまして、第二点のただいまのお尋ねの件であります。本年五月の名古屋刑務所における革手錠使用事件についてのビデオテープの存否につきましてはお答えはしかねるところでございますが、その前の案件につきましては、これはビデオテープは存在しておりません。

○福島瑞穂君 去年の死亡事件については、保護房にいつ入つて、どれぐらいたつて亡くなつたかといふことは教えていただけないんですか。腹膜炎で死亡した、肛門に自分で指を入れて腹膜炎で死亡したと言われているんですか。でも、そういうので腹膜炎で死ぬのかどうか、いささか疑問を持っております。

保護房にいつ入つて、いつ死んだのか、教えてください。

○政府参考人(中井憲治君) 大変難しい質問を受けているわけでございます。

要するに、お尋ねの案件につきましては、死亡した受刑者のプライバシーのことを考えますと、その問題がありますので、正直申し上げましてどの程度まで答弁すべきなのか難しいところがございます。しかし、さはさりながら、現に今、

強制捜査の対象に名古屋の刑務所がなっているわけでございます。委員御指摘のように、保護房で革手錠を使用したという点でも共通性がある。しかも、その名古屋の刑務所におきましては、本年の死亡事案と現在、強制捜査中のその事件の、この二件を公表することとに踏み切つていられるわけでございますので、これらを総合勘案しますと、やっぱりある程度の説明は許されるのかなという具合に考えている次第でございます。

この前提を置まして、長々と申し上げ恐縮なんです。お尋ねの件に答えますと、平成十三年十二月に名古屋刑務所におきまして、保護房に収容されていた受刑者に対して暴行等のおそれがあるといふことから革手錠を使用したものであり、その後、これが薄らいだため革手錠を解除いたしましたところ、自傷行為によると思われる腹膜炎を生じ、保護房の収容を解除した翌日、死亡に至つたものの報告を受けているわけでございます。

○福島瑞穂君 そうすると、何日に死んだんですか。翌日、十三日ということでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 保護房の収容を解除した翌日でございます。

○福島瑞穂君 自傷行為で腹膜炎で死亡といふことで、私が事務所で聞いたら、自分で肛門に指を入れて腹膜炎で死亡と。これで翌日に死ぬだろうかと、実に死因について非常に奇々怪々な感じがします。この点についてもきちつと、本人の名前とかプライバシーには一切興味がありません。ただ、死んだ理由がやはり非常に変わったといふふうに思いますので、この点についても、今後、明らかにしてくださるようお願いいたします。

ところで、過去十年間における保護房収容者の死亡事案、病院移送事案について資料を出してほしいといふふうには言っておりますが、これは出していただけるでしょうか。

○政府参考人(中井憲治君) 現在までのところ、委員の要求におこたえいたしまして提出した範囲以外のものは差し控えていただきたいと思います。

○福島瑞穂君 過去三年分の死亡事故については、件数と場所は教えていただきました。

しかし、例えば病院搬入のケースが難しいのであれば、せめて、保護房、革手錠で、やはり保護房の中で死んでいる、二十四時間監視を受けながら死んだわけですから、保護房収容者の死亡事案について、これは記録はあると、この間の法務委員会が発言をされていますので、記録があるのであれば、この法務委員会に十年間分の保護房の中の死亡事案について出してくださるよう要求いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 後刻、理事会において協議いたします。

○福島瑞穂君 やはり、私たちが何かのきっかけで知らなければ、なぜ死んだかということも、それから実態も全く、件数も分からないというのは非常に変だといふふうに思っています。

ところで、今まで人権救済申立ての警告、勧告です。保護房、革手錠、たくさん出ている、告訴、告発もある、情願もたくさん出ている。にもかかわらず、なぜ死亡事件が起きたり、なぜ致傷事件が起きたり、名古屋では全く革手錠の使用頻度が減っていない。これだけいろいろな情願がありながら、なぜ改善されていないんでしょうか。法務大臣に対する情願は全く無力なんでしょうか。

大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 情願は、被収容者が刑務所等の処置に関して不服があるときに法務大臣等に訴える制度でございます。監獄法に定められた不服申立てでございます。

被収容者が作成した情願書は、施設において検閲することなく法務相に送達されまして、矯正局等において申立人本人から事情を聴くなどして所要の調査を遂げ、当該調査結果に基づき裁決いたしました。裁決書を申立人に交付しております。

情願の申立てに係る施設の処置に違法又は不当な点がある場合には、採択の裁決をし、申立人である被収容者の救済を図るべく、施設に是正措置

を講じさせるなどいたしております。

また、施設の処置に違法又は不当な点がない場合であっても、必ずしも適切でない取扱い等が認められた場合には、施設に改善を指導するなどいたしまして、より適正な施設運営に努めさせております。

○福島瑞穂君 裁判で六件勝訴判決、国家賠償請求訴訟で勝つというのはなかなか証拠の点からも難しいことはあるわけですが、六件判決が確定し、革手錠、保護房で国家賠償請求訴訟が認められております。

このように、裁判で革手錠の使用については厳しい判決が出ている面もあると。例えば、千葉の刑務所ですと、保護房内で両手後ろの方法で革手錠及び金属手錠をされることによる身体的、精神的苦痛の程度は、戒護の目的達成のための必要最小限度の範囲、方法を明らかに逸脱しているなど、あります。にもかかわらず、なぜ今回のような事件が起きているのでしょうか。また、人権救済を申し立てたために、名古屋では厳しい革手錠が締められたというのがあります。

先ほど私が読み上げた名古屋刑務所の手紙も、情願をやつたために自分は革手錠、保護房に入れられたということを述べています。

つまり、人権救済をするという身身の危険が生ずるといふ、反省をしていない、それから人権救済を訴えるというひどい目に遭つてしまふ、情願の仕返しをされてしまふ、このことについての大臣の考えをお聞かせください。

○国務大臣(森山眞弓君) 情願というものの取扱いは先ほど申し上げたとおりでございます。その情願をしたためにおつしやるような仕返しというようなことがあるのはとんでもないことだと思ひますので、そういうことが決して起こらないように厳重に注意しなければいけないと思ひます。

○福島瑞穂君 私は、国会はある種の人権救済の第三者機関的な側面も果たすべきだと思ひます。三権のうちの一つで、国会の中で取り上げなければ、行政も取り上げない、司法も取り上げにくい

問題について、人権救済のための第三者機関はもうろん必要ですが、国会もその役割を本場に頑張つて果たすべきだというふうに思ひます。

死亡したことについて、十年間分、革手錠、保護房案件について出してくださるよう、事案を少しでも明らかにしてくださるよう強く要望して、私の話を終わります。

○委員長(魚住裕一郎君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(魚住裕一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、青木幹雄君が委員を辞任され、その補欠として松山政司君が選任されました。

○委員長(魚住裕一郎君) これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○井上哲士君 日本共産党を代表して、ただいま議題となつてゐる裁判官報酬法、検察官俸給法の両法の改正法案に対する反対討論を行います。

反対の理由の第一は、両法案が、国家公務員の給与を引き下げる本年度の人事院勧告に連動して裁判官や検察官の給与を引き下げることに、社会全体の所得水準を引き下げ、一層の消費悪化を招き、景気に悪影響を与えるものだからであります。

第二は、四月にさかのぼつて改定差額を給与から減額するものだからであります。これは、民間では違法として許されない一方的な不利益遡及の押し付けを行うものであります。

第三に、人事院勧告が憲法の保障する労働基本権制限の代償措置として機能していないからであります。今回の人事院勧告で国家公務員給与は四年連続減額となり、これでは代償措置と認められず、無用の長物となつてしまひます。

最後に、憲法七十九条、八十条は、裁判官の報

酬は「減額することができない」と明文で禁止をうたつています。最高裁事務総局も裁判所法逐条解説において減額は許されないとしていたものであり、極めて違憲の疑いが強いものであります。

以上、反対の理由を述べて、私の討論を終わります。

○福島瑞穂君 社民党を代表して、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に反対の意見を述べさせていただきます。

憲法七十九条六項は、「この報酬は、在任中、これを減額することができない」と規定し、憲法八十条は、下級裁判所の裁判官に關しまして、二項で「この報酬は、在任中、これを減額することができない」と規定をしております。今回の改正案は、この憲法の明文に明確に反してありまして、違憲の疑いが極めて強いもので、賛成することはできません。

第二に、国家公務員に犠牲を強いるばかりでなく、民間給与の引下げを招き、よつて消費減退、景気悪化を招くという面があります。

三番目に、給与減額が労働基本権の代償措置として機能していないということも挙げられます。よつて、この改正案に反対の意見を述べさせていただきます。

○委員長(魚住裕一郎君) 他に御意見もないようですから、両案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

両案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) まず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展等の内外の社会経済情勢の変化に伴い、法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたへることができ多数の優れた法曹が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、法曹養成の基本理念並びに法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、法曹の養成は、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、法科大学院において、入学者の適性の的確な

評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了認定を行うこととする。また、法科大学院における教育との有機的連携の下に、司法試験において、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこととし、司法修習生の修習において、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを基本として行われるものとしております。

第二に、法曹の養成に関する国の責務について所要の規定を置くとともに、国又は政府が必要な施策等を講じなければならないものとしております。

第三に、法科大学院の教育の充実に関する大学の責務及び法科大学院の教育研究活動の状況についての適格認定について所要の規定を置いております。

第四に、法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならないものとし、両大臣の関係について所要の規定を置いております。

次に、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹が求められています。この法律案は、このような状況にかんがみ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその

受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも一年とすることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に、短答式及び論文式による筆記試験により行うものとし、試験科目等について所要の規定を置いております。

第二に、司法試験の受験資格について、法科大学院課程を修了した者及び司法試験予備試験合格者が司法試験を受けることができるものとした上で、受験期間、受験回数等について所要の規定を置いております。

第三に、司法試験予備試験について、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として行うものとし、試験科目等について所要の規定を置いております。

第四に、法務省に、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者をもって組織される司法試験委員会を置き、司法試験及び司法試験予備試験を実施するほか、法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項の調査審議などを行うものとする。また、司法試験委員会に、司法試験及び司法試験予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員を置くものとし、所掌事務等について所要の規定を置いております。

第五に、司法修習生の修習期間を少なくとも一年に短縮するものとしております。

以上がこの両法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○委員長（魚住裕一郎君） 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長（魚住裕一郎君） 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法の一部を改正する法律案について、文教科学委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（魚住裕一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案について、文教科学委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（魚住裕一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（魚住裕一郎君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長（魚住裕一郎君） 次に、連合審査会における政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案の審査のため、連合審査会に政府参考人及び参考人の出席要求があった場合には、その取扱いは、

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（魚住裕一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、人権擁護法案反対に関する請願（第一六〇号）

第一六〇号 平成十四年十一月六日受理
人権擁護法案反対に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨南芝町一七 鯨
坂真 外千四百三十五名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

平成十四年十一月二十七日印刷

平成十四年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K